

『廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン』について

——“With コロナ” 正しく恐れ、適切に行動するために

むら おか りょうすけ
村岡 良介

一般財団法人 日本環境衛生センター 研修事業部長

1. はじめに

未曾有の国難となった新型コロナウイルスの感染拡大に対処するため政府は、令和2年3月28日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』（以下『基本的対処方針』）¹⁾を決定した。そして、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が丸となって、新型コロナウイルス感染症対策が講じられてきた。この『基本的対処方針』のなかで、廃棄物処理業者（収集・運搬、処分等）及びその他の廃棄物の処理に関わる事業者は、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられており、十分に感染防止策を講じつつ、事業を継続することが求められている。

また、令和2年5月4日に変更された『基本的対処方針』では、蔓延防止策の一つとして、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」ことが要請された。

本ガイドラインは、この要請を受けて、これまでに環境省が発出した通知及び事務連絡文書や公表されているQ & A等の内容をもとに、環境省の協力を得て、(一財)日本環境衛生センターと(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが分担して策定したものである。

本ガイドラインは、大きく「新型コロナウイルスに関する基礎情報」と「廃棄物処理対策における感染予防対策」によって構成されるが、本稿では後者について内容を概観し、留意事項や要点を解説する機会とするので、活用いただきたい。

2. 廃棄物の種類と区分

新型コロナウイルス感染症が発生した際には、主に医療機関や検査機関等からは、新型コロナウイルス感染症の診断、治療及び検査等に使用された医療器材等が感染性廃棄物として排出される。これは産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）である。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者がいる一般家庭、事業所及び軽症者向けの宿泊療養施設^{*}からは、新型コロナウイルス感染者の呼吸器系分泌物（鼻水、痰等）

が付着したティッシュや使用済みのマスク等が排出される。ティッシュはもちろん、マスクもガーゼ等の布製であれば、事業所や宿泊療養施設から排出されても(事業系)一般廃棄物である。しかし、不織布のマスクの材質は、ポリエステルやポリプロピレン等の化学繊維であり、事業所や宿泊療養施設から排出される場合は、法律による分類は廃プラスチック類であり、産業廃棄物となる。

ところがマスクの場合、感染性の病原体等が付着している可能性があり、分別して再生利用するルートもない。適正処理の観点から判断すると、一般廃棄物(燃えるごみ)として収集して焼却処理することが適正と考えられ、『廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン』⁷⁾にも、「市町村の処理責任のもと、一般廃棄物として処理」とされている。

※宿泊療養施設は、新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養する施設であり、病院や診療所などとは異なり、医師等が偉業を行う場所ではないので、感染性廃棄物には該当しない。

3. 廃棄物処理事業時の対策

新型コロナウイルスの一般的な感染経路が飛沫感染及び接触感染であることから、新型コロナウイルスと同様であることを踏まえれば、新型コロナウイルスに係る廃棄物の処理を行う場合でも、新型コロナウイルス対策と同様に通常のインフルエンザに係る廃棄物の処理と同様の方法により処理することが可能であると判断される。

加えて、新型コロナウイルスの感染は、密集・密閉・密接、いわゆる3つの密が重要なリスク因子であること、会話・発声による唾液(マイクロ飛沫)の飛散により感染していることが特性として明らかになっている。ウイルスで汚染されたものに触れ

ただけでは感染することはないが、汚染された指や手で目・口・鼻などの粘膜に触れることにより感染が生じる。この点で、日頃の手洗いの重要性を改めて認識する必要がある。休憩時間や食事時の会話も、本症の感染のリスクとなり得る。

本ガイドラインでは、このような新型コロナウイルスの感染の特性も考慮し、以下の対策を講じることにより、特に作業員が新型コロナウイルスに触れることなく収集運搬及び処分すれば、作業員への感染を防止することができるかと判断している。

3.1 体制の整備

経営トップが率先して新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整えるべきである。その際、感染症法、新型コロナウイルス等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図ること、国、地方自治体及び関係団体などを通じて、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する体制を整備することが必要である。

また、本ガイドラインに記載されている事項のうち、従業員や顧客等が把握すべき事項の伝達方法(例えば、朝礼等の場での周知、施設内での掲示及びメール等による送付等が考えられる)について検討し、従業員が感染した場合の、社内外の関係者への連絡体制について事前に整備しておく必要がある。

3.2 廃棄物の収集運搬の際の対策

作業前、作業中、作業後と業務の流れを追って時系列で、新型コロナウイルスの特性を踏まえた感染予防のための留意事項を以下に示す。

共通するポイントは、飛沫感染と接触感染であるが、咳エチケット、手指洗い・消

毒、発声により飛散するマイクロ飛沫対策のための密閉、密集、密接状態の回避である。ウイルスは肌に着いただけでは感染しないが、手指等に付着するとその手で目や鼻や口の粘膜を触ることで感染していることが指摘されている。

【作業前】

作業着に着替える時等には、他の人と十分な距離をとるとともに、更衣室の窓やドアを開けるなどして可能な範囲でこまめに換気する。

また、作業時にウイルスが粘膜などに付着することを防止するために、手袋、ゴーグル(またはフェイスシールドや保護眼鏡)及びマスク等の個人防護具を使用するとともに、長袖・長ズボンの作業着を着用する。

【作業中】

作業の合間に複数人が手を触れる可能性がある場所、廃棄物または個人防護具の外面など、ウイルスが付着している可能性のある物に触れた場合は、手袋の表面や手にウイルスが付着している可能性があるため、手洗いや手指消毒をせずに目、鼻及び口等の顔の粘膜に触れないように注意する。

また、携帯電話、スマートフォン及びタブレットなど、通常であればウイルスの付着が想定されない箇所についても同様の注意を払うことも必要である。

移動や運搬に用いる車両の窓を開放し、常に換気されている状態を保つことも必要である。もちろん、助手席等に複数人が同乗する場合は、必ずマスクを着用する。

熱中症のリスクがある場合には、こまめな休憩及び水分補給が重要であるが、その際にも手袋を外して、手洗いや手指と手袋の消毒を実施する。気温・湿度の高い中でマスクを着用する場合は、野外で人と十分な距離(2m以上)を確保できる場合はマ

スクを外す、負荷のかかる作業を避け、周囲の人と距離を十分にとったうえで、適宜マスクを外して休憩をとることも必要である。(平成2年度の『熱中症予防行動』環境省・厚生労働省)⁸⁾

【作業後】

作業車両(運転席等の車内(ハンドル、シート、シートベルト及びドアノブ等)を含む)、使用した個人防護具のうち繰り返し使う物及び持ち歩いた携帯電話、スマートフォン及びタブレット等をアルコールで消毒する。この場合、変質や脱色等を避けるため、0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%の濃度のアルコールを用いることが適切である。

帰着後や作業車両等の消毒作業後等には、手洗い及び手指消毒を行う。

最後に、作業着を脱ぐ際や個人防護具を外す際には、裏返して脱ぎ(または外し)、マスク等の顔に着用する個人防護具を外す前に手洗いや手指消毒をする必要がある。個人防護具を外した後に顔やその他のウイルスの付着が想定されない箇所を触る前にも、再度手指消毒をする。さらに必要に応じて顔を洗う。

着替えやシャワー等の際には、「作業前」と同様に他の人と十分な距離をとるとともに、更衣室の窓やドアを開けるなどして可能な範囲でこまめに換気することも忘れてはならない。

3.3 廃棄物の処分の際の対策

既述した廃棄物の収集運搬の際の対策と同様に、作業前、作業中、作業後と業務の流れを追って時系列で、新型コロナウイルスの特性を踏まえた感染予防のための留意事項を示しているが、それぞれ共通するポイントは、熱中症予防対策も合わせて収集運搬の際の対策と変わらない。

本稿では、処分の際(廃棄物処理施設内)

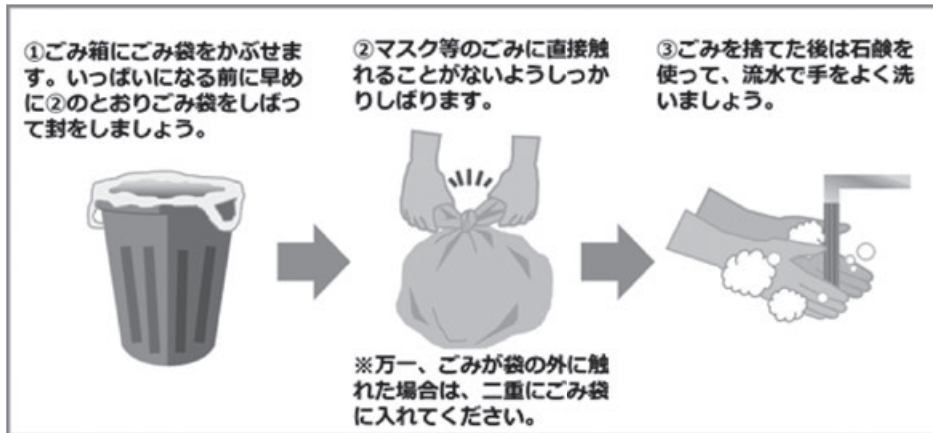


図1 新型コロナウイルス等の感染症の感染者、またはその疑いのある方の使用済みマスク等の捨て方（環境省）

の特に作業中の留意事項に絞って述べておく。

【作業中】

廃棄物処理施設の種類や規模等によらずに共通することは、設備・装置・機器等の運転操作室、運転管理室及び中央制御室等の窓やドアを開放し、常に換気されている状態を保つ。複数人が同室で作業する場合は、必ずマスクを着用することである。これらのことを徹底し、施設内の状況に応じて3つ密の状態にしないことである。

3.4 その他の留意事項

休憩時には、他の人と十分な距離をとり、近距離での会話等は控える。車内や施設内（屋内）で休憩する場合には窓やドアを開けて換気する。

なお、屋外喫煙所や屋内の喫煙専用室が設けられている場合には、これらの場所では人と人の距離が近づかざるを得ない場合があるため、会話や携帯電話及びスマートフォン等による通話を慎む。



4. 特定の排出源からの廃棄物の処理における対策

4.1 感染者がいる家庭

新型コロナウイルス感染症の感染者がいる家庭からは、感染者が使用したマスクやティッシュ等の呼吸器系分泌物が付着した廃棄物が家庭ごみとして排出される。家庭ごみの適正な処理のため、家庭ごみを出すときに次の5つのことを心がけていただくよう関係行政機関とも協力のもと、可能な範囲で周知する。

①ごみ袋はしっかり縛って封をすること（図1参照）

ごみが散乱せず、収集運搬作業においてごみ袋が運びやすくなる。

②ごみ袋の空気を抜いて出すこと

収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくし、収集車内での破裂を防止できる。

③生ごみは水切りをすること

外出自粛を受けて家庭からのごみの量が増加しがちであるところ、ごみのかさを減らすことができる。

④普段からごみの減量に心掛けること

外出自粛を受けて家庭からのごみの量が増加しがちであるところ、ごみのかさを減



①注射針、メス等の 鋭利なものの	②血液等の液状ま たは泥状のもの	③血液等が付着したガーゼ等再利用しないもの
耐貫通性のある 堅牢な容器	漏洩しない 密閉容器	丈夫なプラ袋の二重使用または、堅牢な容器
		
例：プラスチック製容器		例：プラ袋（二重使用）／段ボール容器（内袋使用）

図2 感染性廃棄物の種類・性状に応じた感染性廃棄物容器の例（環境省）

らすことができる。

⑤自治体の分別・収集ルールを確認すること

作業員が不要な分別を行うことに伴う感染リスクをなくすることができる。

4.2 医療関係機関等

医療関係機関や検査機関からは、新型コロナウイルス感染症の診断、治療、検査等に使用された医療器材が感染性廃棄物として排出される。これらの感染性廃棄物については、『廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル』⁶⁾に基づいて処理する。

医療関係機関や検査機関に対して、感染性廃棄物の排出にあたっては、感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切に梱包するよう依頼する（図2参照）。

なお、医療関係機関や検査機関から感染性廃棄物を収集運搬する際には、関係する作業員同士の接触の機会を極力減らす。

4.3 宿泊療養施設

新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の感染性廃棄物として処理が義務づけられているわけではないが、これらの廃棄物の処理に際しては、適切に作業員

の感染防止策を講じる。具体的には、〈3. 廃棄物処理作業時の対策〉に示した対策を徹底する。

なお、実作業において当該施設の廃棄物を感染性廃棄物に準じた取扱いをする場合は、そうした取扱いをすることにより、処理が滞ってかえって公衆衛生上のリスクが高まることのないように、十分に配慮し、合理的な取扱いを行うようにする。

4.4 その他の排出事業者

通常であれば新型コロナウイルスが付着している可能性が低い廃棄物であっても、例えば、排出者に新型コロナウイルス感染症の陽性者が出るなど、新型コロナウイルスが付着している可能性が疑われる場合には、〈3. 廃棄物処理作業時の対策〉を適切に講じる。

5. おわりに

廃棄物を適正に処理することは、生活環境の保全と国民の健康の保護にとって欠くべからざるものである。（昭和46年10月16日厚生省環784号厚生事務次官から各都道府県知事・各政令市長あて通知）『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』⁵⁾では、この未曾有の国難にあって、自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活

を送るために不可欠なサービス提供する事業として、事業の継続を要請している。

このために、感染性廃棄物を含む事業系の廃棄物、家庭ごみ、し尿及び浄化槽汚泥等の廃棄物の処理に携わる各関係団体及びその関係者が、新型コロナウイルスを正しく恐れ、適正に行動するための最善の方法（ベストプラクティス）を集めたものが本ガイドラインであると考えられる。常識に基づいて判断し、個別の事情や現場の実態に即して例外を適用することもある。電車のつり革や公共施設の階段の手すりのように、不特定多数の人が手に触れる物の方が接触感染リスクは高いと言われるが、廃棄物処理業務においても感染リスクはゼロであるとは言えない。本ガイドラインを参考に独自のガイドラインを策定することも関係者への敬意と共に期待をしたい。

なお、今後の情勢に変化があり次第、必要に応じて本ガイドラインの改訂を行うことになっている。

参考資料

- 1) 新型コロナウイルス感染症対策本部資料
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html
 『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』『新型コロナウイルス感染症対策専門家会議』資料
- 2) 新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>
- 3) 環境省：廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A
http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaqa/index.html
- 4) 環境省：新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策に関する広報資料
http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html
- 5) 環境省：新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理及び感染拡大への対応に関する通知等
http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronatsuchi.html
- 6) 環境省：廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（2018.3）
<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manuall.pdf>
- 7) 環境省：廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン（2009.3）
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>
- 8) 環境省・厚生労働省：令和2年度熱中症予防行動
- 9) 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症に関するQ&A
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#Q&A
- 10) 厚生労働省：家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>
- 11) 厚生労働省：新しい生活様式の実践例
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html